

業務効率化、生産性向上の取組を支援します！

北上市生産性向上サポート補助金

北上市内中小企業の生産性向上を目的とした事業に補助金を交付します

補助制度内容

★市内のものづくり中小企業者対象 ※製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業

対象事業	事業内容
①新需要獲得事業	新製品や新技術の開発、新規市場への参入、販路開拓等の新たな需要獲得を目指す取組 (例) ・新技術、新製品の開発や大学等との共同研究 ・新製品等の展示会や見本市への出展 ・新製品の試作品製作、テストマーケティング 等
②脱炭素推進事業	設備の運転状況やエネルギー使用状況の可視化等を通じて、脱炭素経営実現を目指す取組 (例) ・省エネルギー最適化診断等の受診 ・温室効果ガス排出量測定ツールやクラウドサービスの導入 等
③人材育成事業	従業員に対して、生産性向上に必要なスキル獲得を目的とした研修等を受講させる取組(※法令上必要な免許取得や一般的なパソコン教室やマナー講座は対象外) (例) 中間管理者養成講習、経営戦略や財務分析、営業マーケティング、生産管理や生産技術等に関する講座の受講
④DX推進事業	ICTやIOT、AI、ロボット、センサー、ITツール等を活用して、生産工程や業務プロセスにおける生産性向上を図る取組 (例) ・受発注、販売状況、在庫管理等を効率化するシステムの導入 ・生産状況の遠隔監視やデータ取得のためのIOTツール導入 ・生産工程改善のための外部専門家の派遣経費 等

★市内の全業種の中小企業者対象

対象事業	事業内容
⑤省力化推進事業	国の「中小企業省力化投資補助金」、「サービス等生産性向上IT導入支援費補助金」を活用する取組 (例) ・飲食店で配膳ロボットを導入 ・会計管理の効率化システムを導入 等

補助率・補助金額

補助率:補助対象経費の1/2

補助上限額:同一の補助対象者に対して、1会計年度50万円

裏面もご覧ください

補助対象者

補助対象事業①～④

北上市内に事業所を有するものづくり中小企業者

(中小企業基本法に定める中小企業者のうち、製造業、ソフトウェア業、
情報処理サービス業)

補助対象事業⑤

北上市内に事業所を有する**全ての中小企業者**(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)

上記に該当し、かつ下記の条件を満たす者とします。

①市内に事業所を有すること。

②納期の到来している市税を滞納していない者であること。

③代表者及び役員が北上市暴力団排除条例(平成27年北上市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員でない者であり、かつ、それらと密接な関係を有しない者であること。

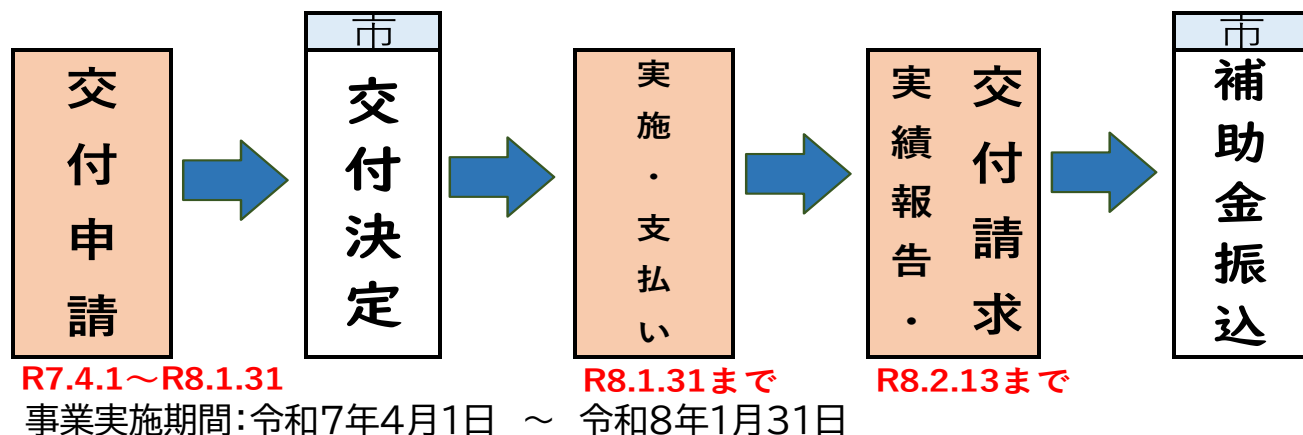
補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
新需要獲得事業	機械装置費、システム構築費、クラウドサービス利用費、広告宣伝費、販売促進費、マーケティング調査費、共同研究費、技術導入費、専門家経費、外注費等
脱炭素推進事業	クラウドサービス利用費、専門家経費、外注費等
人材育成事業	専門家経費、研修受講費、外注費等
D X 推進事業	機械装置費、システム構築費、クラウドサービス利用費、専門家経費、外注費等
省力化推進事業	「中小企業省力化投資補助金」または 「サービス等生産性向上IT導入支援費補助金」の補助対象経費

手続きの流れ

交付申請受付期間 : 令和7年4月1日～ 令和8年1月31日

実績報告・請求期限 : 令和8年2月13日まで



「北上市生産性向上サポート補助金実施要領」をよくご確認のうえ、
申請してください。

補助金のHPはこちらから！→



問合先: 北上市 商工部 産業雇用支援課 工業係

電話: 0197-72-8242 メールアドレス: sangyo@city.kitakami.iwate.jp